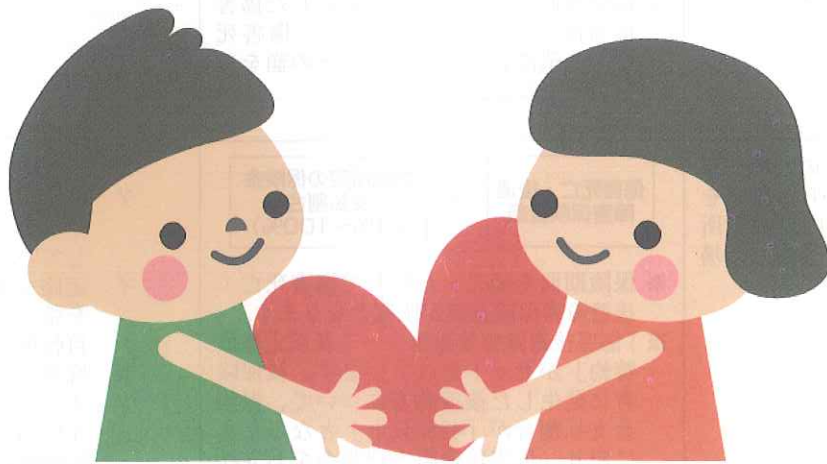


東京青色傷害保険

～平成26年11月1日補償開始～
(中途加入用)

！突然のケガに安心を！



国内でも
海外でも

交通事故
によるケガ

通院も入院も
1日目から

仕事
日常生活中
のケガ

地震・天災
火事
によるケガ

満14才から 満79才まで 入れます！

東京青色申告会連合会共済会
〒102-0074 千代田区九段南4-8-36
TEL : 03-3230-8501
FAX : 03-3230-8655

— 加入申込その他のお問い合わせは —
一般社団法人
青梅青色申告会
〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
☎ 0428 (23) 0108

①このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。②他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票にご記入いただけます。正しくご記入いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。③この保険は東京青色申告会連合会共済会を保険契約者とし東京青色申告会連合会共済会の会員を加入者とする「団体総合生活補償保険」の団体契約です。④団体総合生活補償保険普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者（東京青色申告会連合会共済会）にお渡しいたします。

青色申告会の傷害保険プラン ☆ 5つの安心 ☆

交通事故を含む、すべての不慮の事故が補償の対象です

～安心その1～

24時間補償対象
もちろん、仕事中的
ケガも大丈夫



～安心その2～

家の中での
ちょっとしたケガも
補償の対象

～安心その3～

国内・海外
どこでも
補償の対象

～安心その4～

地震・火事によるケガでも
補償の対象

～安心その5～

請求手続きも簡単！
まずは、ご所属の青色申告会にお電話ください

入院・通院は、1日目から補償！



実際のお支払例・よくある質問



～縁台より足を踏み外し捻挫～

A子さん（64才、3口加入）は、洗濯物を干している際、縁台より足を踏み外し、左足をひねってしまった。左足首関節捻挫となり、7日間通院した。

- ・通院7日間で35,700円お支払い
3口加入の通院日額 5,100円 × 7日間

合計 35,700円お支払いしました！

～電動自転車に乗っていて転倒～

B子さん（55才、2口加入）は、買い物に行くため電動自転車で移動中、道路の段差にハンドルを取られ転倒してしまった。左膝部挫傷、3日間の入院と14日間の通院をした。

- ・入院3日間で20,400円お支払い
2口加入の入院日額 6,800円 × 3日間
- ・通院14日間で47,600円お支払い
通院日額 3,400円 × 14日間

合計 68,000円お支払いしました！

～質問その1～

Q. 請求はどうすればいいの？

A. ご所属の青色申告会または代理店までお電話ください。すぐに、引受保険会社へ連絡させていただきます。

～質問その2～

Q. 口数を増やしたいのですが？

A. ご所属の青色申告会にてお手続きできます。その他の変更事項もご所属の青色申告会にて承っております。

～質問その3～

Q. 1日の通院でも請求できる？

A. はい。ご請求いただけます。保険金ご請求額が10万円以下で、おケガされた日から30日以内に引受保険会社へご連絡頂いた場合は、病院発行の診断書は不要です。

保険金額（ご契約金額）・掛金



☺ 年令に関係なく掛金は1か月あたり1口（1,000円）～3口（3,000円）まで選べます

口数	半年の掛金 (注) ページ右下参照	傷害死亡・後遺障害 保険金額	傷害入院保険金(日額) 1日目から1入院 最高180日まで補償 (支払対象期間180日・免責期間0日)	傷害手術保険金	通院保険金(日額) 1日目から1事故 最高90日まで補償 (支払対象期間180日・免責期間0日)	個人賠償責任 危険保険金額 免責金額：なし
1口 加入	6,000円	700万円	3,400円	入院中の手術… 傷害入院保険金 (日額)の10倍	1,700円	500万円
2口 加入	12,000円	1,400万円	6,800円	上記以外の手術… 傷害入院保険金 (日額)の5倍	3,400円	1,000万円
3口 加入	18,000円	2,100万円	10,200円		5,100円	1,500万円

ご注意	<p>※ ケガが原因の場合のみ補償いたします（病気は対象外）。 ※ 天災補償特約がセットされています。</p> <p>※ 継続加入については、満80才をこえた5月1日で規約退会となります。</p> <p>※ 加入申込票記載事項（他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※ このご契約より後遺障害保険金については、「傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされています。軽度の後遺障害については対象外となりますのでご注意ください。</p>
被保険者 (補償の対象 となる方)	<p>死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金はこの保険にご加入した方（被保険者ご本人）が補償の対象となりますが、個人賠償責任危険保険金についてのみ、①加入したご本人以外に下記②～④の方も補償の対象となります。</p> <p>①加入した人（以下本人）、②本人の配偶者、③本人または配偶者と同居の親族（※1）、④本人または配偶者と別居の未婚（※2）の子</p> <p>（※1）親族とは、ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>（※2）これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p>

※ 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

申込手続き

加入資格

申込人は会員本人、
被保険者（ご加入できる方）は①会員本人、②その配偶者、③子、
④両親、⑤兄弟姉妹、⑥同居の親族・使用人で、

昭和9年5月2日～平成12年5月1日 生まれの方

加入申込

お申込み：加入申込票に必要事項を記入し、ご署名のうえ、ご提出ください。

口座振替：口座振替は**平成26年10月6日(月)**で、引落不能の場合は別途お支払いいただきます。

掛金払込方法：指定口座より引落となります。

保険期間（ご契約期間）：**平成26年11月1日(土)午後4時**
～**平成27年5月1日(金)午後4時**までです。

申込締切

第1回目締切：口座振替で掛金を納める場合
：**平成26年 8月14日(木)**

第2回目締切：現金で掛金を納める場合
：**平成26年10月15日(水)**

※ 第1回締切日以降にお申込みの場合は、加入申込時に初回分の掛金を添えてお申し込みください。次回ご契約ご継続の場合、指定口座より掛金を引落しいたします。

【ご注意ください】

- 加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 加入内容を変更される場合や請求のお手続きについてはご所属の青色申告会へお申し出ください。

【保険金受取人について】

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。

【保険料と制度運営費について】

上表の半年の掛金には保険料と制度運営費が含まれています。

- 1口の場合、保険料 5,560円（制度運営費 440円）
- 2口の場合、同 10,890円（同 1,110円）
- 3口の場合、同 16,220円（同 1,780円）
- 上記保険料には団体割引30%、大口団体契約割引10%（被保険者数が10,000名以上）、損害率による割増10%が適用されています。

〈取扱代理店〉

株式会社 東京青色

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-8-36

TEL：03-3230-8501

FAX：03-3230-8655

〈引受保険会社〉

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部営業第一課

〒103-0027

東京都中央区日本橋3丁目5番地19号

TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6734-9609

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】 < 傷害補償 + 費用 >

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約集をご参照ください。

1 基本構成（普通保険約款、傷害補償（MS&AD型）特約）の補償内容

- 被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</div> <p>※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p>	<p>< 傷害死亡保険金から傷害通院保険金まで共通 ></p> <p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 <ol style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">傷害死亡・後遺障害保険金額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">約款所定の保険金支払割合 (4%~100%)</div> <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>※ 「傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約」がセットされています。被保険者に発生した後遺障害について、保険金支払割合が「42%以上」となるときに限り、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p>	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">傷害入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">入院日数</div> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p>	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けられた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入院中に受けた手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">傷害入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">10</div> ② 上記①以外の手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">傷害入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">5</div> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定 	<p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについても保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 <ol style="list-style-type: none"> ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間 (ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間 (ウ. に該

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害手術 保険金	<p>② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)</p> <p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されません。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。</p>	<p>される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術が複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。</p>	<p>当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間</p> <p>③ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等を行います)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>(*1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。</p> <p>(*2) 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
傷害通院 保険金	<p>事故によるケガの治療のため、通院(往診を含みます)された場合</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。</p>	<p>傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いしません。</p>	

支払対象期間：

傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：

事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

○手術 ▼	×手術 ▼	○手術 ▼	
10月1日	10月10日	10月25日	<p>・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。</p> <p>・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。</p>

2 その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

ご注意(この保険には、個人賠償責任危険補償特約がセットされています。)

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご加入にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

※ なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表に記載したとおりとなります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者	親族※2
個人賠償責任危険補償特約		○	○	○

- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
 ※2 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※3」または「別居の未婚※4の子」をいいます。
 ※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 ※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険補償特約	個人賠償責任危険保険金	<p>被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>① 被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>② 日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。</p>	$\begin{matrix} \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} & + & \boxed{\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}} & - & \boxed{\text{免責金額(*) (0円)}} \end{matrix}$ <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1 事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する個人賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>